

株主との建設的な対話に関する基本方針

1. 株主を含む投資家との良好な関係を構築するため、IR活動を通じて建設的な対話を積極的に行う。
2. 株主との対話は、広報IR部門が中心となり、経営戦略部門や経営管理部門(財務・経理部門)、人事総務部門等との有機的な連携を図り、建設的な対話の実現に努める。
3. 株主から個別面談の要望があった場合、当社にとって持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するという観点で、建設的な対話がなされると判断した場合に、個別の面談に応じる。
4. 株主や投資家向けに年に2回の定期的な決算説明会を開催するとともに、必要に応じてスモールミーティング等による説明の機会を設ける。また、店舗のファンであるお客さま株主に対しては、株主懇談会やイベントの開催等を通じて対話を促進する。
 - (1) 機関投資家に対しては、中長期の経営ビジョン、決算、個別事業等の説明会を実施する。
 - (2) 株主総会以外に経営状況説明会や株主懇談会を実施する。
5. 決算説明会の説明資料等は、当社ウェブサイトにて公表する。
6. 経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、以下を含む目標を提示する。
 - (1) 長期経営ビジョンおよび中期経営計画については、定性、定量目標(営業収益、営業利益率、ROE、ROIC等)および目標達成に向けた経営資源の配分も含めた戦略の骨子
 - (2) 年度計画については、業績目標(営業収益、営業利益、ROE、ROIC等)とその実現に向けた戦略の骨子
7. IR活動やそのフィードバックについては、経営会議や取締役会において適宜報告を行い取締役や監査役との情報共有を図る。
8. 株主との対話に当たっては、未公表の重要事実の取扱について、株主間の平等を図ることを基本とし、金融商品取引法等の関連法令を遵守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした「内部者取引管理規程」に基づき、情報管理に努める。

以上